

【松江市住宅用太陽光発電導入促進事業費補助金申請手続きに係る注意事項等】

1. 補助対象機器について

- 一般社団法人太陽光発電協会内に設ける太陽光発電普及拡大センター（J-PEC）により登録されているものを対象とします。

*補助金申請を検討される場合は、事前に、太陽光発電普及拡大センター（J-PEC）が実施する補助制度における適合機種であることをご確認下さい。

- 太陽光発電システムが設置済みである建売住宅の購入については、補助対象としていません。（新たに太陽光発電システムを設置されるものを補助対象としています。）
- 新規にパワーコンディショナを含むシステムを増設する場合、増設分については補助対象となります。（※既設分を含めた太陽電池の最大出力が10kW未満であること。事前に既設システムの出力をご確認下さい。）

2. 補助対象経費について

- 「太陽電池モジュール、架台、インバータ、保護装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、配線・配線器具の購入・据付、設置工事、余剰電力販売用電力量計、その他設置する住宅用太陽光発電システムの円滑な使用に必要な付属機器等に係る費用」を補助対象経費とします。

*太陽光発電システム設置に係る契約金額に上記以外の経費を含む場合は、該当する経費を抜き出し、補助対象経費（税込）を算出して下さい。

*補助対象経費は、補助金等交付申請書中の“補助事業等の経費所要額”の欄（補助事業等実績報告書においては、“補助事業等の経費精算額”の欄）に記入して下さい。

*太陽光発電システムの据付に伴って必要となる改修又は補修工事に要する費用は、設置工事に係る費用の一部として、補助対象経費に含みます。（運搬費、立会検査費、手続代行費、産業廃棄物処理費等、設置工事を行う上で必要となる諸経費も同様に扱います。）

*モニター類については、その他設置する住宅用太陽光発電システムの円滑な使用に必要な付属機器等に係る費用として、補助対象経費に含みます。

*太陽光発電システム設置工事に併せて発生した経費であっても、上記以外の経費は補助対象経費に含みません。例）保証料、保守契約料、温水器の撤去費用などは対象外です。

3. 着手日及び完了日について

●着手日（補助事業等着手届）

- ・補助金交付の対象（補助対象経費）となる全部又は、一部の工事に着手した日を記入して下さい。
- ・補助事業等着手届は、着手後、速やかに提出して下さい。

●完了日（補助事業等完了届）

- ・補助金交付の対象となる全ての工事を完了し、かつ、電力会社との系統連系を完了した日を記入して下さい。（※実績報告時にご提出いただく「太陽光発電からの余剰電力受給契約のご案内（写）」に記載される受給開始日と同日かそれ以降の日付になります。）
- ・補助事業等完了届は、完了後、速やかに提出して下さい。

4. 書類記入上の注意点等

●補助金等交付申請書、補助事業等着手届及び完了届、補助事業等実績報告書、補助金等交付請求書、口座振替依頼書への押印については、同一の印を使用して下さい。

●押印が必要な書類について訂正等を行う場合は、見え消し修正し、訂正印を押して下さい。（※修正する書類に使用した印と同一のものを、訂正印として使用して下さい。砂消し、修正液、修正テープ等による修正はできませんので、ご注意下さい。）

●補助金は補助事業者に交付するものです。口座振替依頼書には、補助事業者と同一名義の金融機関口座をご記入下さい。

5. その他

※平成 24 年 2 月 29 日（水）までに実績報告書類を提出できることを補助金交付の要件としています。実績報告書類の提出に際しては、必要な添付書類を全てそろえていただく必要がありますので、提出期限までに全ての書類が準備できることをご確認のうえ、補助金申請をご計画されるようご注意下さい。（当該期限に間に合わない場合、補助金を交付することができません。期限延長等の手続きはありませんので、ご注意下さい。）

※補助事業に係る関係書類は、適切に保管、管理して下さい。また、申請書類等、市に提出される書類についても、控えを保管されるなどし、申請内容、報告内容等を補助事業者が把握していない（分からない）といったことの無いようご注意下さい。

※補助事業として設置した太陽光発電システムは法定耐用年数（17 年）以上使用することとしています。（関係書類等を紛失、処分等されないようご注意下さい。）